

省庁名	厚生労働省
-----	-------

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度 NPOへの実績	備考
1	震災等緊急雇用対応事業	継続	被災県に造成した基金を活用し、震災等の影響による失業者の一時的な雇用機会を創出する。	—	(23年度1次補正予算(50,000(被災地))、23年度3次補正予算(200,000(全国))、24年度補正予算(50,000(被災地))の内数)	県及び市町村から委託費として支給	委託主体: 県及び市町村 委託先: 民間企業、NPO等	各県及び市町村によって異なる	各県及び市町村において策定する個々の事業計画ごとに設定。	県及び市町村担当課	—	資料1頁
2	雇用復興推進事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)	継続	被災県に造成した基金を活用し、被災地で安定的な雇用を創出するため、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。	—	(23年度3次補正予算(151,000)の内数))	県及び市町村から委託費として支給	委託主体: 県及び市町村 委託先: 民間企業、NPO等	各県及び市町村によって異なる	各県及び市町村において策定する個々の事業計画ごとに設定。	県及び市町村担当課	—	資料2頁 平成24年度末までに開始した事業について3年間支援。
3	地域支え合い体制づくり事業	継続	東日本大震災の被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する「介護等のサポート拠点」の運営等、被災者の生活支援を行う。	2,304	※	10/10	岩手県 宮城県 福島県 及び市町村 ※NPO法人等への委託可能	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体における高齢者福祉担当課	—	資料3頁 ※23年度1次補正予算(70億円)、3次補正予算(90億円)を活用し、事業を実施。 24年度NPOへの実績については、実施主体によって実施方法が異なるため、把握は困難。

4	社会的包摂・「絆」再生事業 (地域コミュニティ復興支援事業分)	継続	東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行う。	—	(120,00 の内数)	10/10	原則市区町村(市町村による実施が困難な場合、都道府県又は都道府県知事が適当と認める団体も含む)	各自治体によって異なる	各自治体によって異なる	各自治体担当課	—	資料4頁 NPOへの実績については、実施主体によって実施方法が異なるため把握は困難。
5	被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業	継続	社会福祉士会等への委託により、被災生活保護受給者に対する巡回相談を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置し、被災生活保護受給者の早期の生活再建と、被災自治体や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。	※	※	10/10	都道府県及び市(特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。)※NPO法人等への委託可	各自治体によって異なる。	各自治体によって異なる。	各自治体担当課	—	資料5頁 ※23年度第3次補正予算において、各都道府県に造成されている基金に積み増し、25年度まで事業を実施。 24年度NPOへの実績については、実施主体が実施しやすいように、自治体の判断にまかせているため、把握していない。
合計 (内数事業を除く)		—	—	2,304 (増減額) — (増減率%) —		—	—	—	—	—	—	—

震災等緊急雇用対応事業の積み増し(基金の1年延長)

平成24年度1次補正:500億円

趣旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が各地に避難していることから、平成23年度より震災等緊急雇用対応事業を実施しているところであるが、沿岸部の雇用者数が震災前の水準まで回復していないなど、雇用の復興には引き続き時間を要すると考えられる。
- このため、震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長し、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図るための事業を実施する。

【事業の規模】

	3,000億円
23年度1次補正	500億円
23年度3次補正	2,000億円
24年度1次補正	500億円

【対象期間】

平成25年度末まで
(平成25年度までに開始した事業については、平成26年度末まで)

事業概要

◆拡充の概要

- 要求額 500億円
- 事業実施期間の延長 平成24年度末まで → 平成25年度末まで
(注)ただし、平成25年度までに開始した事業については、平成26年度末までとする

◆事業概要

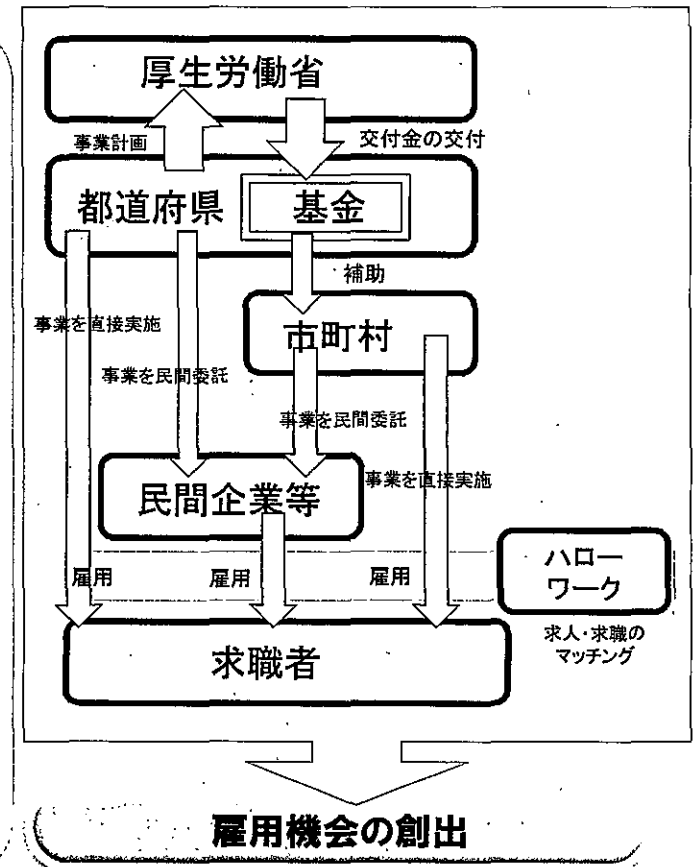
- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能

◆実施地域及び対象者

- 被災地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉県)の災害救助法適用地域)において被災求職者を対象に実施

◆実施要件

- 事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)



生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の概要

趣旨

【事業の規模】 1,510億円の内数

- 被災地で安定的な雇用を創出するため、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。具体的には、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。

事業の概要

【実施可能地域】 被災県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉)

※被災県の災害救助法適用地域で事業を実施

【実施主体】 都道府県又は市町村が民間企業、NPO等に委託して実施

【事業実施期間】 平成27年度末まで(平成24年度末までに事業開始した場合に3年間支援)

【対象者】 被災求職者(被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者)

【雇用形態】 雇用期間は原則1年以上とし、更新を可能とする

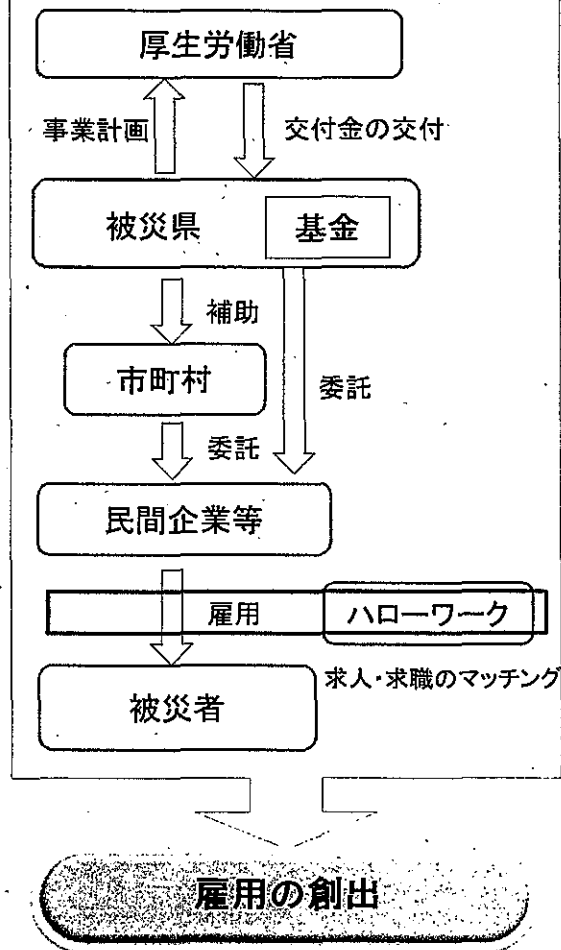
(注)委託期間終了後も事業を継続し、正規雇用化に努める

【事業の採択】 雇用面でのモデル性がある事業かどうかの判断は、以下などを目安として、自治体が総合的に判断する。事業選定等に当たっては、適宜しごと協議会等を活用する。

- 事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障害者のそれぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか
- 若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか、働きやすい環境(就労形態、ユニバーサルデザイン等)となっているか等

【その他】 委託費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合が1/2以上

事業スキーム



地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成25年度予算額（案）	23億円
平成23年度1次補正予算額	70億円
平成23年度3次補正予算額	90億円

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

- 積増先：介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）
- 対象地域：岩手県、宮城県、福島県
⇒ 現行、24年度限りの基金を25年度まで延長
- 事業内容

① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営等

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

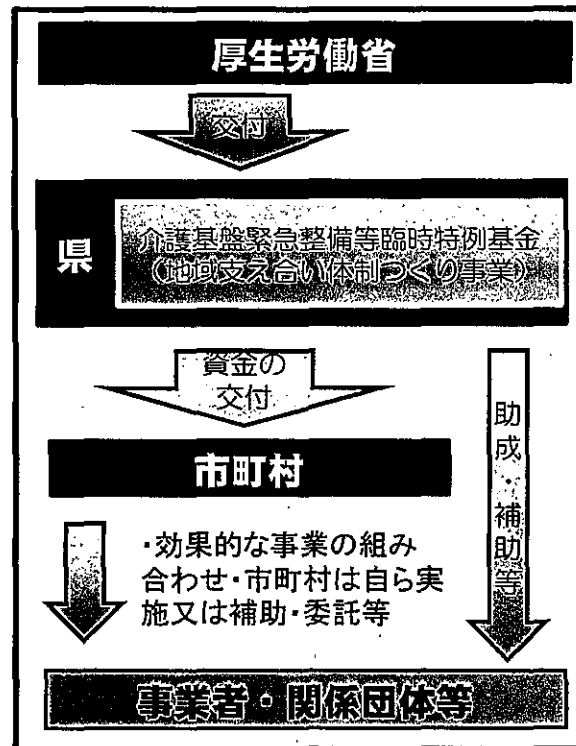
② 孤立防止、介護予防等を支援する取組（活動例の追加）

一般の仮設住宅のほか、特に民間賃貸仮設住宅の入居者の孤立防止、介護予防等を支援するサポート拠点等の取組に対して、支援する。

（活動例）

- ・ 仮設住宅高齢者世帯（民間賃貸分含む）等への訪問相談援助活動（全世帯等ローラー作戦等）
- ・ 高齢者の健康・生きがいがづくりや社会参加につながる活動
- ・ 復興のまちにおける地域支え合い体制づくりやサポート拠点機能の維持

<参考> 事業実施までの流れ

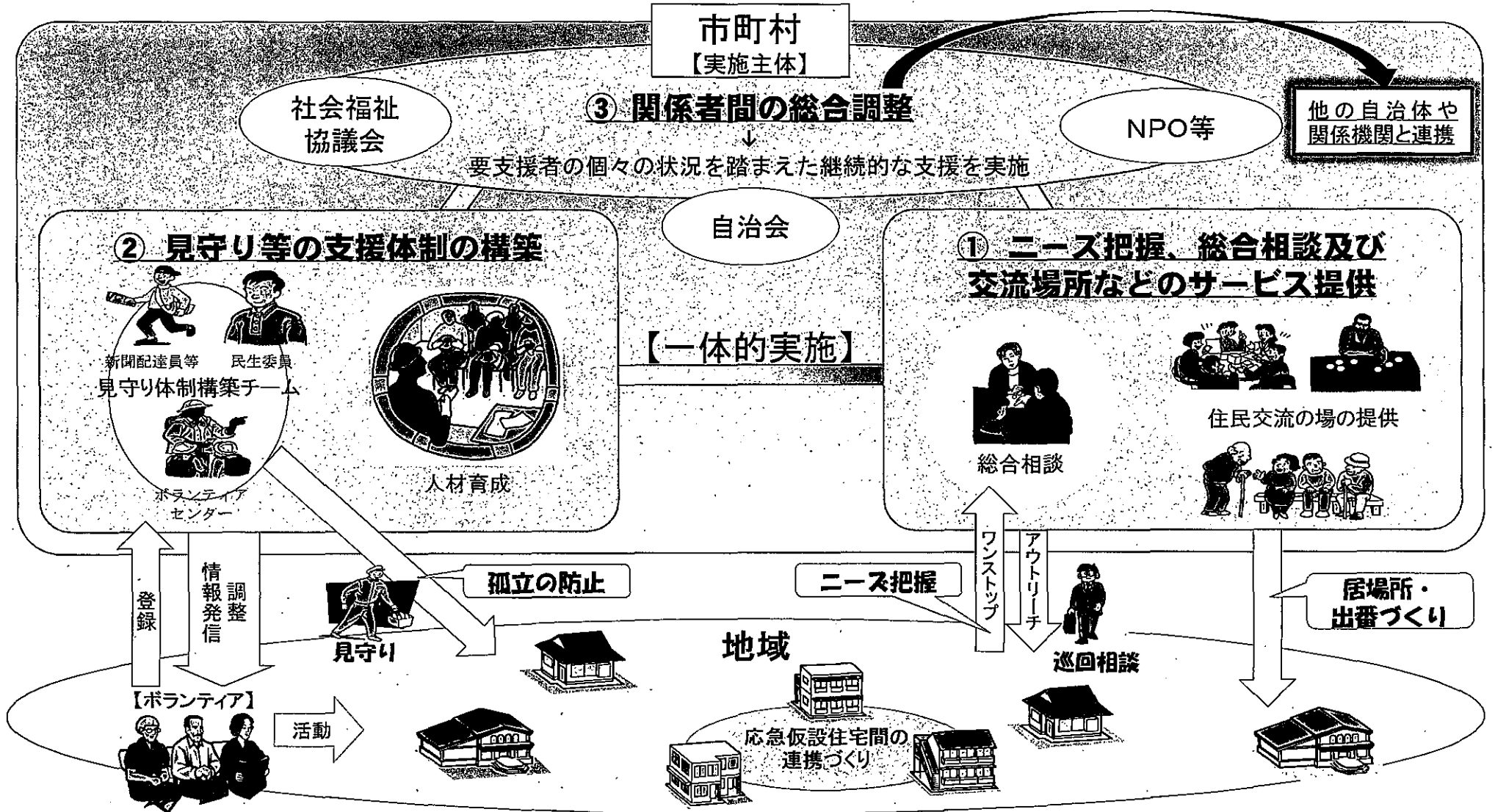


地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業の概要

- 生活保護受給者は、もともと社会的なつながりが希薄な者が多く、被災し、生活基盤の多くを失った中で、生活を再建していくためには、個別支援が必要不可欠。
- 特に、遠隔地に避難している場合は、地縁等もない中で日常生活全般にわたって様々な生活再建の支援が必要。
- 各自治体では、受給者が急増する中で業務負担が増大しており、ケースワーカーが十分な支援を行うことは困難。

- 社会福祉士会等への委託により、被災生活保護受給者に対する巡回相談を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置。
- 被災生活保護受給者の早期の生活再建と、被災地や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。

